

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

中心市街地活性化特別委員会会議録			
日 時	平成10年5月14日(木)	開 議	午後1時00分
		散 会	午後3時10分
場 所	第2委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	武井委員長、中村副委員長、前田・鈴木・佐藤(幸)・久末・岡本・浅田・倉田・佐々木(政)・花岡・琴坂各委員		
説 明 員	市長、平野・小原両助役、土木部参事、総務・企画・財政・経済・市民・港湾・土木・建築都市・社会教育各部長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="padding-left: 40px;">委員長</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; padding-right: 40px;">書記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

開議宣告。署名員に倉田・佐々木(政)両委員を指名。継続審査案件を議題とし、理事者からの報告を許可する。

「中心市街地活性化計画推進協議会の終息について」

(活性化)竹田主幹

中心市街地活性化計画は昭和61年4月の建設省認定以来、既に12年を経過していることから、本計画52事業について総点検を行い、完了25事業、継続中10事業、実施に向けた条件整備中5事業、検討中10事業、実施困難2事業に集約し、実施に至っていない事業については今後個別に事業推進を図っていくことで整理した。

これに伴い、同協議会の取り扱いは同協議会会長並びに委員の意見もあり、同協議会の役割も終了したとの共通認識が得られたことから、平成10年3月末をもって終息した。

委員長

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業の活性化の一体的推進に関する法律(仮称)に対する小樽市の取り組みについて」

(活性化)嶋田主幹

この法案の目的は、近年のモータリゼーションの進展、商業集積の魅力の低下、空間利用の非効率性等を背景として、中心市街地において商業等の都市機能の空洞化が深刻化しており、国としても法的処置を含めた支援策を講ずることが緊急の課題となつてとの判断がなされ、今国会に提出されているものである。

新法による事業採択は、本年6月頃に示される「主務大臣の基本方針」に沿って、市が基本計画を作成し、13省から構成される「各省連絡協議会」において内容が協議され、認められた基本計画に沿って、各省庁の支援を受けることになる。

基本計画策定にあたっては下記の要件が必要とされるものと思われる。

商業活性化のための事業に関する事項について、商工会議所または商工会の意見を聴かなければならないものとする。

面的整備事業・公共施設整備など市街地の整備改善のハード事業と商業及びこれらと一体となった都市型新事業による商業等の活性化のソフト事業、それぞれの事業の組み合わせをすること。

関係省庁との事前協議を行うこと。

などである。

中央通地区土地区画整理事業には、街なか再生事業、促進用地買取資金貸付制度、住宅供給事業、駐車場整備の支援事業、広場公園整備事業、優良建築物等整備事業など、幅広く考えている。

市としてはこの新法を中心市街地活性化推進をより具体化するものとして位置づけ、本年度中に基本計画策定を行うための予算を、本年2定に提案したいと考えている。

委員長

「中央通地区土地区画整理事業の事業推進スケジュールについて」

(活性化)嶋田主幹

この事業は平成6年3月に都市計画決定し、同年9月に事業認可され、平成7年度より土地の先買いに着手し、平成9年度において終了している。

地区の再整備については、地元地権者や権利者の生活再建を主体とした事業推進を図っており、これまでに再建意向・要望などを聴取・整理・分析を行い、支援態勢を検討してきた。さらに昨年8月に「中央通地区街区再整備検討委員会」を設置し、事業推進の課題・市の役割・公共施設の導入・街区別建物再整備等について検討・整備などを行い、同年12月に「中央通地区街区性再整備の基本的な考え方」をまとめた。今後、協議・調整を繰り返し

行っていくが、再建合意形成には時間を要するものと考えている。

さらに国では7月に施行予定している中心市街地活性化法案を打ち出しており、ハード・ソフトの事業メニューの拡大・採択基準の拡大・補助率の増大等があり、積極的に活用することで地権者や権利者・地区外進出企業の支援強化が図られ、一層の魅力ある街を創り出すことができるものと考えている。

また、法案を活用するためには、基本計画を市が策定する必要があり、市民や関係行政機関との協議が前提となり、策定に時間を要することとなる。このため、今年度夏頃予定していた「仮換地の指定」を来年早々に行うこととしたい。なお、中央通地区土地区画整理事業の完了年度は変更を行わないこととし、事業推進をしていく。

委員長

これより質疑に入る。

琴坂委員

基本計画策定について

新法との関係から補正予算を組み小樽市としての基本計画を立て、仮換地の実施を延ばして新年度予算に間に合わせるといふ方向と思うが、これは相当大変なスケジュールではないか。来年3月末にはマイカルがオープンする訳であり、それとの整合性についてはどのように判断しているか。

(活性化)嶋田主幹

新法というくくりと地権者の合意形成を合わせて判断した中で、スケジュールを若干変更させてもらいたい。基本計画の中身については、主務大臣の基本方針が出てからということになるが、事前に入手している情報では小樽市の取り組みの中で活用することによって、中心市街地活性化の促進になるという判断から、今回補正予算を提案している。

時期的には今年の冬までには基本計画をつくるというスタンスで考えているので、築港がらみの部分との整合性はとれていると判断している。

琴坂委員

主務大臣の基本方針がどのようなものが出されるか分からないが、現在までの情報では決して対象範囲は狭いものではない。一説には50haとも言われており、築港規模が対象ということになれば、この事業そのものが従来型の大型プロジェクトになるおそれはないのか。

人口減少・中心市街地の空洞化という、いわば小樽市の都市としてのマイナス部分を認定してもらうことから始まるのではないか。その際の認定時期としては、今年度中というのは極めて具合が悪いのではないか。

主務大臣の基本方針に沿った基本計画が認定されなければ、13省庁の個別事業の認定は受けられないのか。

(活性化)嶋田主幹

この基本計画そのものは従来型と違い、認定・承認という形にはならず、あくまでも市町村が認定した計画であれば良い。ハード・ソフト両事業が必要であるが、その事業一つ一つが13省庁からなる検討委員会で事業そのものが判断されるので、基本的には認定されるということにはならない。

認定という点では、個別の事業そのものが従来型と同じように事業ごとに各省庁ごとの認定を受け、事業採択されるという方向になると考えている。

モータリゼーションの進展、空間利用の非効率性、商業集積の魅力低下等を背景に都市としてのマイナス部分の認定は国レベルで押さえた中で取り入れるので、全国レベルで小樽市がどのような状況にあるのか、基本計画に盛り込んだ中で国の検討委員会の中で検討され、指導を受けるということになるかと思う。

琴坂委員

基本計画そのものは新法に基づいて空洞化の認定を受けるといふ作業がないとすれば、基本法なる活性化法は何を決めるのか。

(活性化)嶋田主幹

基本計画の策定にあたっては、商業活性化のための事業に関する事項について、当該市町村の区域をその地区とする商工会議所の意見を聞くこと、面的整備事業・公共施設整備等市街地の整備改善のハード事業と商業及びこれらと一体となった都市型新事業による商業等の活性化のソフト事業、それぞれの事業の組み合わせをすること等の要件が必要とされる。一つとしては中心市街地の位置・区域について取り決めをした中で、13省庁に協議することになるかと思う。

琴坂委員

例えば土地区画整理事業を行う場合、減歩制度として新たに保留地制度を新設するというが、この改正は今行われている区画整理事業の公共減歩とどこが違うのか。

また、商業活性化に携わる事業主体は民間事業者でもよいが、民に新しい分野を提供することを新法で決めなければ個別事業はできないのかどうか。

(活性化)嶋田主幹

今の情報では現行進めている事業についても継続するとなっているし、今回の新メニューの中で公共施設のための保留地をつくるという区画整理事業は、現行動いている土地区画整理を変えてまで行うということではない。さらに別事業として、新たな公共用地が必要な区画整理を認定した時には、その事業を採択するということになっている。地権者を踏まえた上で、公共用地取得のための土地区画整理事業も良いということが今回できた新しいメニューと考えている。

また、商業活性化に携わる事業主体については、現行では省庁間別にハード事業となっているに対して、今回はハード・ソフト一体型になっている。ハード事業は建設省を中心としたものがそうであるし、ソフト面では通産省のメニューが主に整備されている。特徴的なのはハード部分は今までどおり地方自治体が担いながら、また、通産省のソフト事業は民間が補助金を受けて事業をすることも可能になっている。

琴坂委員

小樽市が取り入れたのは沿道区画整理型なので、その事業の中心は道路の拡幅であり、新たな公共施設をつくるための用地確保は含まれていない。

既にある沿道区画整理事業の対象地域に隣接して、この新法の下で新たな公共施設を確保したり、あるいは民間で共同事業をすとなった場合、新法にのせてこの範囲を拡大することが可能か。

(活性化)嶋田主幹

例えば中心市街地における駐車場整備事業等の際に、3.6haプラス地区外権利者のヤードも入れることは、現在の情報で可能ではないかという判断をもらっている。

琴坂委員

1月にシェイプアップマイタウン計画の執行状況が示されが、今後、新法及び13省庁の新しい事業にこれに移していく作業はあるだろうと思う。その際に現時点で完了しているものあるいは継続中のものは良いが、実施困難あるいは検討中・実施条件整備中等についてはどのようにする考えか。

(活性化)竹田主幹

同計画のこれからについてはそれぞれの計画に基づいて今後推進していくということが基本的な立場である。新法には新たな助成枠等の支援の拡大部分があるので、取り入れるものについてはこの計画の各項目についても新法の中で取り入れるかと思う。

ただ、いろいろと整備した中で新法に入ってこれない部分もある。それについてはこれからの情勢変化や施策等の充実の中で検討するということになる。

琴坂委員

今の話によれば新法の中で引き継いで検討するということであるが、まず時代遅れになっているものは止めるということを決すべきであり、そのような検討はされたのか。

例えば中央通の地下駐車場整備事業は実施困難となっているが、止めるとはなっていない。この整理をどのようにするのか。

また、検討中となっているもので例えばポケットスペース4カ所は、何故か市が行うものと民間が行うものとなっているが、これらはどのようにするのか。

(活性化)嶋田主幹

各52事業について、段階的に判断した中で「検討中」、「実施困難」ということであり、実施困難というのは今の時代ニーズに合っていないので、事業については実施しない方向での凍結という判断で整理した。

琴坂委員

折角新しい法律にのせて行っていく訳であるから、前の計画を引きずっていけば新しい発想は生まれないのではないか。この時点で実施困難なものはどうするのかをまず決定するのが先ではないか。

活性化室長

実施困難というのは実際にできないので、止める方向の考えで固まっている。ただ、その中で新法が出てきたので、そのエリア取りを決めなければならない。この地域の中にシェイプアップマイタウン計画の「検討中」・「整備中」等のものも含まれるのか、それとも完全に整理してしまうのかを決めていきたい。

建築都市部長

同計画で52事業を策定し、その後検討中・実施困難なものがあるが、確かに計画そのものは範囲が広いということがある。今度はかなり縮小され、そのエリアにまず入るのかどうかを見なければならぬが、少なくとも基本計画を策定する時には既存の計画を頭に入れて置かなければならぬ。現在、検討中や実施困難の事業は再度検討を加えるということである。

ただ、その時にどのような結論になるか分からない。例えば先程地下駐車場の話があったが、かなりコストが高いなどいろいろと問題がある。ただ、今回の新法でそれが仮に大きな補助が下りるといふ話になれば違う条件になるので、そのようなことも踏まえて検討するということになる。

琴坂委員

新法の中で12年前の案を実現することの可能性を探っていけば、新たな発想で新しい時代に即応した計画ができないのではないか。

建築都市部長

今後も含めて必要性ということもあり、当然それも念頭に置きながらという意味である。また、補助制度や地元の意見・感覚も変わってきているという意味で検討するということである。なお、実施困難の2事業あるいは検討中の10事業を行う前提で考えると述べている訳ではない。

琴坂委員

当委員会としてもこの事業は新法に引き継いでいく、あるいはこれは止めるという結論が、一定程度議論されないと責任が負えないのではないかと思う。

中央通について

中央通の幅員36mについては歩行者天国にするとか、6車線は広すぎるとかという議論があった。土現との交渉の際にも状況を話したが、これは都市計画決定されたので、決定した側が止めると言えば可能であるという話であった。

仮に自治体が元に戻すという意味を持った場合、それは可能なのか。

都市計画課長

中央通の街路は昭和45年に幅員36mの都市計画決定がされており、仮にこれを変更するという事になれば手続的には可能と思う。ただ、当時36mという都市計画決定がされたときの状況・地域の関連性の問題、また、現在土地区画整理事業を行っていることを考えると、これを変えていくことはかなり難しい面があるのではないかと思う。

琴坂委員

事業を行っている側で可能なのだから、変更するという事も考えられるか。

(活性化)堤主幹

現在、運河側の既存部分で36mの改良が終わっているし、また、第2・3ビルの一部区間も36mの幅員で改良が終わっている。道路の一体性という点でいけば、36mの幅員でいくのが自然な形と思う。今の形でいけば変更は難しいと考えている。

琴坂委員

あそこは十字路ではなく丁字路である。通過交通は運河を埋め立て、臨港線をつくって稲北につないだので、中央通から右折する車両は地域に用事のある車両以外はないはずである。また、わざわざ左折する車両は迷い込んだ車両である。そういう意味ではあそこを6車線にする意味はなく、むしろ歩行者天国が可能な公共交通だけの道路にしてはどうかと主張してきた。

しかし、現実には第2・3ビル側は再開発により、買収方式で36mの幅員にした。大通り線など横に走る道路があるので、中心街活性化のため必要ということであれば、繁華街の一定部分が細く、上下が広いという道路形態があっても良いのではないか。

建築都市部長

現況の交通量を測定し、将来を見越した形でシミュレーションを行った時に、4車線が必要であるという結果が出ており、その幅員で考えている。

最低限車道は通さなければいけない。仮に縮めるとしたら歩道を縮めるという話になるが、景観上如何なものかと感じている。

琴坂委員

パーソントリップ調査の結果からきた36m幅であるが、これは築港再開発計画がなかった時のものである。築港の大型複合施設がオープンし、そこを訪れた人たちがそのまま中心市街地に流れていくのか。理事者は36mの幅員を変える意思はないということである。

幅員8mの歩道の活用についてはどのように考えているか。むしろ切り込んでパーキングスペースをとった方がよいのではないかという意見もあるが、どうか。

8mの歩道はロードヒーティングをすることになっている。仮にこれを活用するとすれば、全天候型の屋根を付けなければ店舗も困るのではないか。奇想天外な案として歩道だけではなく、36mの道路全体に屋根をかけてはどうか。

都通り商店街と梁川商店街の分断について

幅員36mの現行案では間違いなく、両商店街は分断される。動線を確保するため何らかの方法を考える必要があるのではないか。

駅前歩道橋の撤去についてはどのように考えているか。

(活性化)堤主幹

この沿道は商店街なり家屋が連檐している中で、なかなか緑・公園を含めたものがない。潤い・憩いの場をここにもっていけば、8mの幅員は有効利用が図れる空間ではないかと考えている。潤い・憩いの場を考えながら、歩行者を集めていく方法を工夫したい。

その中でパーキングの設置問題も話をしてくれている。

ただ、設置するということになると冬・夏の交通の問題があり、当然公安委員会とも話をしていかなければならない。逆にカギをつくることによって歩道が狭くなる部分もある。このような諸問題を解決していかなければ、結論は出てこないのかと思っている。ただ、今の報道でいけば両サイドに2mの停車帯を設けることになっているので、一定の一時停車の状況はつくれる。利用の形としては支障はないと考えている。

ロードヒーティングについてはどのように設置していくか道と協議中である。幅8m全部をしていくのか、あるいは歩く空間だけを行っていくのか。また、地先住民の協力が得られるのかどうかといったことも含めて、もう少し時間をかけて整理していきたい。屋根の設置については景観上の問題も出てくる。これについても検討に時間を要すると考えている。

今後36m幅の道路ができるが、実質的な車道の幅は20mあり、今の車道よりも若干広くなる程度という考え方でいけば、さほど分断になるような状況ではないし、また、町並みをきれいにすることによって、縦の動線を生かして人を引き込む形も取れるのではないかと考えている。

現在、第2・3ビルの利用客があり、特に3ビルの2Fには店舗があり、この歩道を利用した形で店舗展開をしているという実態もある。単に景観問題等で撤去するという結論を出すのは難しい状況にあると思っている。これについても中央通の区画整理事業に合った形の中で、再度具体的に検討していきたい。

建築都市部次長

中央通は小樽駅前のメイン通り、それも運河部と中心部とを繋ぐ縦軸という位置づけがある。その意味では歩行空間としても緑を意識した中での小樽市全体の回遊という意味でのシンボリックな街にしたいと思っている。

また、ロードヒーティングについても重要な検討課題と捉えているが、幅員8mを全てロードヒーティングにするかどうかを考えていかなければならない。ロードヒーティングにした場合、供用開始以降の維持費の問題もある。全ての雪をなくする状態ということだけではなく、冬場は雪の堆積ということも含めた形での8m幅員も有り得るのではないかと。そういう意味では冬場の歩行者空間の確保ということを含めて、8mの幅員は必要ではないかと考えている。

また、都通りと梁川通りの関係については、単に中央通の幅員が広がるから両商店街が分離されるということではなく、縦軸としての中央通に対して直行する両通りに、人が横断するような必要性・魅力があるかということとも関わってくる。

ただ、両地区の結び付きをより強くするため、中央通の整備にあたってはその沿道の魅力づくりをすることによって、両地区の行き来も出てくるように狙っていきたい。

屋根については、基本的な考え方を整理した中で人工地盤ということも一部検討したいと考えている。ただ、それは現実的にどうかという問題もある。道や関係機関との協議もあるが、冬場の北海道で道路全てをアーケード等で全天候型にすること自体が、どれほどの必要性があるのかということもある。これについては中央通の特性、駅と運河を結ぶシンボルロードとして開放性も大事である。車道も含めて覆うこと自体が相当検討の余地があるかと思う。また、歩道部分の全ての幅員を覆うということ自体も景観的なことも含め、また、物理的なことも含めてどうなのか。単に屋根で覆うということだけではなく、冬場のヒーティングや除雪体制など総合的に判断していくものと思っている。

琴坂委員

中央通は小樽のシンボルロードと言うけれども、今の話を聞いている限り、歩道幅8mありきである。しかも雪の堆積場所として2m幅を確保するというのであれば、初めから市民にそのように説明すべきではないのか。

小樽の町づくりの視点に一番欠けているのは、冬場の姿に対する配慮である。政策的な検討はされているのか。

建築都市部長

車道を除雪する際に、一時的に歩道に堆積して置くということであり、そのまま野積みして置くという意味ではない。ここは雪が多いので、一時的な堆積といっても相当量になる。歩道付近に余裕があれば、歩行スペースも確保できるということであり、一時的に置くということである。

また、ロードヒーティングについては一番問題なのはランニングコストである。最近、道でも地元の要望があるということで何らかの助成を考えている。その辺の調整も取りながら、何とかしていきたいと考えている。

琴坂委員

整備案が出されているが、このような経済状況なので行政として何ができるのか。商業活動の展開にしてもあの地域に住宅ができるかもしれないというだけではだめである。

公営住宅の種類・規模等を明らかにすべきと思う。

歩道橋と人工地盤で2Fに誘導していくというまちづくりもあるが、景観上あまりよくない。その点から考えると、上層部分は容積率が600%、下層部分は400%となっており、再開発していく部分を容積率一杯使っていくということになれば、民間には1・2Fの再開発をお願いし、上の容積率分は市が買い取って公営住宅に使っていくとか、あるいは一体化していくなどいろいろな方法があると思う。このような公営住宅をどのような規模・手法でつくっていくのか、早急に打ち出すべきではないか。

今一番困っているのは中心市街地に100～200人規模の会議室がないということである。あるいはサービスセンター的な集客施設を行政の責任で打ち出す考えはないか。

市民センターを中央通側から緑地と駐車スペースを組み合わせたもの、あるいは100人規模の会議室を持つ施設と一体管理していくことは可能か。

(活性化)嶋田主幹

当該事業は保留地がなく、全て民地という中で地権者の合意なくして計画はできないと考えている。基本的な考え方で示したように、中間ゾーンは住居系の施設が好ましいという判断を持っている。ただ、縦軸さらには回遊軸としての中央通の位置づけの中では、商業施設を低層階に、また、中層階以上に住宅配置は考えやすいのかと思う。

ただ、公的施設というからには夜間にも使うということが重要なことと思っている。昼間賑わいがあっても夜間真っ暗であったら問題である。公的施設として夜間にも使えるような施設はどのようなのかについて、住居系さらにはいろいろな公的施設について検討をしている。

市民センター側の駐車場については関係部局と協議していきたい。仮に会議室等の施設が市民センターに入ったら、その利用者の駐車場は当然考えていかなければならないので、もう少し時間をいただきたい。

琴坂委員

行政側が具体的な計画を打ち出さないと民間の弾みにならない。公営住宅が具体的にどのくらい建つのかを示さないと、その下をどのような店舗展開にするかという段階にはなれないと思う。

また、新法の中で新たな公共施設を展開するため、沿道区画整理区域に隣接して新たな保留地を確保するための事業と一緒にできるのかどうか、研究願いたい。

大店法の廃止に伴う大型店の出店について

大店法廃止の見返り措置として、大規模小売店舗立地法の制定と都市計画法の改正がある。これによって大型店の出店、特に撤退に歯止めをかけることができるのか。都市計画法でこれを規制していくのには疑問を持っている。立地法では自治体が独自に大型店の出店を規制できないとなっているがどうか。

マイカルの営業時間は午前10時から午後10時までとなっているが、これに対して中心商店街ではどのように対応していく考えか。

雇用問題について

マイカルは全国展開だから、給与水準は高いのではないかと。仮に同じ条件であれば、中心市街地からパートタイ

マーが引き抜かれるのではないか。その場合、既存商店の人手不足という懸念があるかどうか。

商工課長

現況の経済社会情勢の変化を捉えた中で、大型店が地域社会とどのように融和していったらよいのかという観点から、国の方でも新たに地元の判断を重視した中で政策展開を図っていこうということで、衆議院で法案が成立した。

実施については公布後2年以内と定められているので、平成12年中になるかと思う。

内容的には、これまでの大店法にあった4項目の調整が全くなくなる。あくまでも大型店が立地する中では、都市環境に配慮して交通・ゴミ・騒音等の市民生活に調和できるような形で出店を考えるべきということである。これによって撤退に歯止めをかけられるかという問題については難しいと思う。

立地法における自治体の独自規制については、同法第13条で「地方公共団体は小売業店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うもの」と謳われている。「需給状況を勘案することなく」というのは例えばサービスや財を提供する場合、仮に地元ではその必要がなくても、自治体の条例で出店の規制はできないということである。

中小企業センター所長

築港ヤード整備基本計画が策定された平成5年当時から、築港再開発の影響という部分も含めた形での、小樽全体の商業振興という観点で調査を進め、平成7年には一定の商業振興策をまとめている。

その中には総合的な営業時間・業態の方向・消費者から見た商店街形成等の部分でのソフト・ハードにわたる商業施策について、これからの基本方向を定めてきた。さらには平成8・9年には商業振興策を踏まえ、商業者と直に懇談しながら特定商業集積での整備調査やまちづくり地域活性化推進事業等を実施し、また、新たな融資制度等を設けてきている。そのようなものを総合的に進めていく中で、来年3月にオープンする築港ヤードについても、十分対応できるようにさらに商業者と一緒に努力していきたい。

都市計画課長

大店法の廃止に伴い新たな法律ができるということであるが、これについては規制緩和の一環として出てきていると思うが、委員の言う都市計画法で規制するのは疑問であるということであるが、担当部局としてもそのような考えは持っている。ただ、広くまちづくりという観点からいったときには、都市計画法で改正していかなければならないのかと思っている。

改正の中身については基本的には詳細はまだ入ってきていない。ただ、地域の実情に即した形で市町村でまちづくりを実施していくという形で改正されていくだろうと思っている。ただ、実際に規制ができるのかどうかについては、改正内容を見てもいまいと何ともいえない状況である。

(経済部)藤原主幹

雇用状況について、昨日のヤード委員会で示された以外の新しい情報は得ていない。

委員指摘の給与水準が高いのではないかと懸念であるが、職安で得ている情報では地元の水準に合わせた段階でパート等を雇っているという情報を得ている。

月間の有効求職者は管内で約4,000人おり、今後、職安・会議所等と連携を取りながら、できるだけ早い時期に情報等を流して混乱の起きないようにしていきたい。

琴坂委員

営業時間に対応する商店街の対策について

商業者ではなく、一般市民として考えた場合に、商業施設によって営業時間が違っていたとしても実質24時間営業の施設ということにならざるを得ないと思う。それに対応する中心商店街の対策ということになれば、それは

不可能と思う。ただ、単純に店を開けるという対応ではなく、例えば中心市街地に人の集まる公共施設をつくっていくという方向もあると思う。市としてはこのように考えているという踏み込んだ対策が必要なのではないか。

中小企業センター 所長

確かに営業時間の問題だけではなくて、商店街の基本は消費者の目線に立った商業経営の中で、消費者に受け入れられ、親しまれる店づくりをするということではないかと思っている。固定客を確保していくということも一つの大きな商業振興の目玉と感じている。

その意味では現状、商業者は一丸となってポイントカード事業を行うなど、ある意味では来年オープンする築港ヤードを意識しながら努力している。

確かに24時間営業という中で、その影響をどう和らげていくかということ、商業者の懇談の中で十分協議していきたい。

倉田委員

中心市街地活性化計画推進協議会の終息について

中心市街地活性化計画一覧表の中には「継続中」、「条件の整備中」、「検討中」というものが多く見られるにもかかわらず、協議会を終了する理由は何か。

(活性化)竹田主幹

同協議会は中心市街地活性化計画の立ち上げのときから、民間の方からご意見を伺い、その中で同計画を立ち上げてきた経過がある。シェイプアップマイタウン計画は昭和60年につくられ、それ以降はこの計画についてのPRや実際の推進についての意見を伺うということで、この協議会が開催されてきた。

ただ、この計画自体が12年を経過した中で、一定程度の整理をし、実施可能なものや実施困難なもの、また、継続中のものもある。その中でこの計画について整理をしたということである。

これについては同協議会の委員から、この計画自体についても古いものもあれば、また完了したものもあり、協議会自体も一定程度整理をすべきであるという意見が多数を占めたため、このような形で整理した。

ただ、協議会は終息するが、この計画自体が終息するというわけではなく、これからも同計画については、個々の事業についてそれぞれ展開を図っていくということである。ただ、新しい中心市街地活性化に関する法律が立ち上がってくる関係があり、その中ではこの計画の個々の事業については取り入れながら、進めていくということである。

倉田委員

協議会の委員は既に12年も経過し、意見も力も尽きたということか。

(活性化)竹田主幹

計画自体が陳腐化したということではなく、計画自体の整理が一定程度ついたという中で、協議会の終息について委員の意見がまとまったということである。

倉田委員

事業の中には「継続中」、「検討中」というものが多く、これで果たして整理がついたと言えるのか。整理がついたのであれば、事業を止めるか否かを明確にすべきではないのか。

(活性化)竹田主幹

個々の事業については完了したものもあるし、また、事業年度においては現在も進行中のものもある。今後とも同計画は継続していく中で、現在進行中のものについては「継続中」という形で整理した。

倉田委員

「条件の整備中」、「検討中」のものについては今後どこで検討していくのか。

(活性化)竹田主幹

個々の事業においては行政が担うもの、また、民間が担うものという形の事業展開になるので、それぞれの具体的な条件等を検討しながら、できるものについてはこれから展開し、実施困難なものについても検討する中で、事業の可能性を検討していくということである。

倉田委員

いつまでに具体的なものが示せれるのか。

(活性化)竹田主幹

それぞれの事業において、条件整備の中では例えば来年の中で整理ができるものもあるし、あるいは大きな問題については即整理ができるというものではない。個々の事業において、これからも条件整備・可能性について検討をしていくことになるので、時期について明言することはできない。

活性化室長

シェイプアップマイタウン計画については一定程度整理をした。残ったものについては個々に対応していくということである。今後、中心市街地活性化法が制定されるが、シェイプアップマイタウンで整理したものを今後どうするかということについて、新法に合わせながら検討していきたい。なお、時期的なのは基本計画策定のため検討するので、その中に入ったものについてはこの計画をどうするかも含めて議論していきたい。

倉田委員

中央道の拡幅にあたり、歩道をロードヒーティングにするのが当然と思っていたが、未だ具体的には決まっていない。中央通については人が集まるようにとか、人の流れがよくなるようにというたい文句があるわけであるから、臨港線や堺町本通りが雪によって歩行の邪魔になったことの二の舞にならないよう、市民にとって喜ばれる歩道にしてもらいたい。

浅田委員

新法のメリット及びデメリットについて示せ。

(活性化)嶋田主幹

一つは支援メニューが豊富になったこと。二つ目は現行の補助採択基準の拡大を図ったこと。三つ目としては通産省メニューに多くあるが、まちづくり会社的な、これは補助金を受ける側の体制によって補助率が変わること、これらが三つの要素と考えている。

デメリットについては各省庁のメニューが新法のエリアだけではなく、他の街区についても同じような条件で入っており、優先順だけが違うというだけである。大きなデメリットは出てこないと考えている。

浅田委員

今後は民間も対象になり、補助金が出される。何よりも民間にやる気を起こさせることが大切である。そのためにはソフト部分を助長させていくべきと思うがどうか。

(活性化)嶋田主幹

基本計画をつくる段階で商工会議所や民間の意見を取り入れることが条件と思っている。行政側の方向性が見えてきた中で、当然、国の補助金等を受ける組織となる段階では行政側の協調さらにはその前段として各省庁に民間団体に対するアドバイザー派遣や勉強会に対する補助メニューもあると聞いているので、それが明確になった段階で一緒に歩もうという話にはなっている。

浅田委員

駅前再開発及びシェイプアップマイタウン計画を、いち早く実施したが、全て100%したとは言えない状況である。今後、新法が施行され、いち早く手を挙げるのはよいが、後から失敗したということのないように綿密な検

討が必要と思うがどうか。

(活性化)嶋田主幹

今度の基本方針そのものは、中心市街地の街区の全ての事業を一遍に入れてつくるということではない。熟度の高い、より可能性のある事業を入れながら、基本計画をつくっていく。基本計画を将来永劫そのまま引っ張っていくということではなく、途中でニーズや社会情勢の変化に伴って、作り替えることができる。その時は基本計画を見直していくことは必要と考えている。

浅田委員

中心市街地の空洞化を防ぐための解決策について、どのように考えているか。

(活性化)嶋田主幹

基本計画はハード・ソフトを両輪として捉えながら、現在、どういった事業メニューがより好ましいのか、ガイドライン的なものを作りかけている。これについては6月に主務大臣の基本方針が打ち出されるので、その中身も把握し、民間の意見を取り入れた中で具体的に事業の構築をしていきたい。

浅田委員

中心市街地に商業施設があることも大事であるが、デイサービスセンター等の老人福祉施設があることによって、人口流出を防げるのではないかと。今後、このような施設の建設も検討していく必要があるのではないかと。

(活性化)嶋田主幹

新メニューの中にもデイサービスセンターに対する補助メニューがある。そういった意味では基本計画をつくる段階において、庁内関係部局の集まりの中で構築していきたいと考えている。ソフト・ハードどちらかが先行してもいけないので、商業者、高齢者、若年者の総意の中で構築していきたい。

浅田委員

札幌の大通りは車が通っているが、完全に歩行者は守られており、街並みも非常に綺麗である。確かに道路は広いが、両サイドは分断されていない。しかも札幌のシンボルロードである。小樽の中央通についても、札幌の大通りのように歩行者がほっとするような街並みにするため、趣向を凝らしていくべきと思うが、どうか。

(活性化)嶋田主幹

賑わい・潤いという趣旨の中で、歩道なりの一体整備が必要であると思う。その中で緑化という部分も出てくる。当然、安全という点についてもこれから構築するが、ただ、大通りの場合は真ん中に公園があって、次に歩道・車道となっている。真ん中の歩道については車道を分離するという状況で安全が確保されている。

中央通の場合は直ぐに地権者がいる歩道なので、車両が歩道を横断する部分については住民の了解の下で安全を図っていかざるを得ないと思っている。行政が一方向的に考えるのではなく、地域住民の意見を取り入れた中で、人が集うという目的に合った歩道を整備していきたいということで、土現と打ち合わせを行っている。

浅田委員

中央通の幅員36mを変えるのは難しいということだが、元NHKがあった場所から運河までは人の歩行を中心に据え、車道及び歩道の幅員を12mに、また、NHKから駅前については車を優先に車道20m・歩道8mの幅員にできないか。中央通は小樽の顔なので36mの幅員を変えず、車道及び歩道の幅員を変えるという考え方についてはどうか。

(活性化)嶋田主幹

交通量調査の中で、車道がガツキになることは交通安全上の問題が出てくる。これについては車道20m・歩道8mで考えている。

浅田委員

丸井今井の経営悪化により、今後ペテルブルク美術館がどのようになるか分からないが、あのような美術館が中

心市街地にあることによって、人を呼ぶ込む要素になると思う。今後、同美術館の撤退ということが起こり得るのであれば、中心市街地に文化施設の誘致も視野に入れておく必要があるのではないか。

平野助役

同美術館はロシアとの関係もあり、今すぐに撤退するというのではなく、当分まだ今のよう形で進むようである。ただ、委員指摘の中央通に文化的な施設をとということについては、検討の素材になると考えている。

鈴木委員

来年3月のマイカルオープンに伴う雇用について

新聞報道によるとパートについては約1,500人を地元から採用するということであるが、築港地区に大型商業施設ができた場合、地元商業者は自社のパート職員が同地区に流出してしまうのではないかと危惧している。市内のパートタイマー数の現状を示せ。

(経済部)藤原主幹

市内の状況は押さえていない。

鈴木委員

小樽管内の有効求人倍率は約0.5であり、若者が就職をしたくても職がない。パート等をしながら待機している状況である。仮に築港地区に1,500人の雇用が生まれるということになると、待機者ばかりではなく、既存の従業員も大幅に同地区に流出する心配はないか。

経済部長

いろいろな状況が考えられ、待機者及び既存商店の従業員も動くことが想定される。雇用の情報についてはまだ固まっていない。職安の話では当初9月ごろ採用という話もあったようであるが、早めるようお願いしていると聞いている。そのような情報をつかんで、商業者等の考え方や商工会議所の意見を早めに聞きながら、混乱の生じないような手立ては最低限考えていく必要があると思っている。また、場合によっては募集方法の工夫もあるかと考えている。

鈴木委員

ぜひ早めに情報を流し、また、ビブレ・サティとの話し合いをもってもらいたい。最低賃金の上昇により一般の雇用拡大にはなったが、中心街からパートがいなくなってしまったということのないように、事前に対策を講じてもらいたい。

委員長

散会宣告。